

那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月3日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚

(提案理由)

国家公務員の定年年齢引上げ及び地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢を年齢65年に引き上げる等のため、那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年等に関する条例ほか4の条例について所要の規定を整備、廃止するため、この案を提出する。

令和5年2月3日 原案可決
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 翁長 俊英



那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

(那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年等に関する条例(平成19年条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条)</u> <u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u> <u>第5章 雜則(第13条)</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の2第1項及び第2項</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第 <u>22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定年)	<u>第2章 定年制度</u> (定年) 第3条 職員の定年は、年齢 <u>60年</u> とする。 <u>(定年による退職の特例)</u> <u>第4条 管理者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず</u>

ず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。
ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて管理者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 管理者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 管理者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 管理者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてこれらの期限を繰り上げるものとする。

第4条 [略]

第5条 [略]

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例（平成19年条例第10号）第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）第13条（保健所に置かれる職のうち、医師及び歯科医師が占めることとされているものを除く。）及び那覇市・南風原町環境施設組合職員の給

与に関する条例(平成19年条例第10号)第2条第2項の規定により準用する南風原町職員の給与に関する条例(昭和59年3月31日条例第5号)に規定する管理職手当の支給対象となる職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 管理監督職勤務上限年齢(法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢をいう。以下同じ。)は、年齢60年とする。(他の職への降任をするに当たって遵守すべき基準)

第8条 管理者は、法第28条の2第1項の規定による降任(以下この章において「他の職への降任」という。)をするに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の勤務実績及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちでできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った

上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 管理者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができること。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 管理者は、前項又はこの項の規定により

異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 管理者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日

の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 管理者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 管理者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 管理者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の任期を定めて任用される職員及び非常勤職員の退職を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、当該職と職務が同種の常時勤務をする職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雜則

第5条 [略]

附 則

[略]

第13条 [略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 管理者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(1) 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に職員でなかった者で、当該年度の末日後に採用された職員(次号に掲げる職員を除く。) 当該職員が採用された日の属する年度

(2) 異動等により年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができなくなった職員 当該職員の異動等の日の属する年度(当該異動等の日が年度の初日である場合にあっては、当該年度の前年度)

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の

表示がない場合には、当該改正後表を加える。

(那覇市・南風原町環境施設組合職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市・南風原町環境施設組合職員の懲戒に関する条例(平成19年条例第8号)

の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額(那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第2号)第2条第1項の規定に基づき準用する那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員にあっては同条第6号の基本報酬の額)の10分の1以下とする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下とし、その発令の日における給料の月額(那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第2号)第2条第1項の規定に基づき準用する那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員(以下この条において「パートタイム職員」という。)にあっては同条第6号の基本報酬の額。以下この条において同じ。)及びこれに対する地域手当の月額(パートタイム職員にあっては、同条第7号の手当相当報酬のうち地域手当に相当する報酬の額。以下この条において同じ。)の合計額の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

備考

- 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。	3 <u>那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年等に関する条例</u> (平成19年条例第7号) <u>第12条の規定により採用された職員</u> (以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。
4 [略]	4 [略]
(週休日及び勤務時間の割り振り)	(週休日及び勤務時間の割り振り)
第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる
2 管理者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超	2 管理者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超

えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第9条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)～(3) [略]

分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第9条 [略]

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)～(3) [略]

2~3 [略]

2~3 [略]

備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成21年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員 <u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。）</u> を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) [略]	(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員 <u>（那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年等に関する条例（平成19年条例第7号）第12条の規定により採用された職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。）</u> を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) [略]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市・南風原町環境施設組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第5条 那覇市・南風原町環境施設組合職員の再任用に関する条例(令和3年条例第1号)は廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 管理者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日のいずれかの日をいう。以下この項において同じ。)から当該基準日の翌年の3月31日までの間、当該基準日における新定年(改正後の那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が当該基準日の前日における新定年(当該基準日が

施行日である場合には、施行日の前日における改正前の那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第3条に規定する定年)を超える職(当該基準日における新定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する当該基準日以後に設置された職に、当該基準日から当該基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、当該基準日の前日において同日における当該職に係る新定年(当該基準日が施行日である場合には、旧定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

3 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 管理者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「年齢65年到達年度末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。

次項第5号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、管理者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度末日以前でなければならない。
- 4 前項の規定による任期の更新は、当該更新の直前の任期における暫定再任用常時勤務職員(第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の勤務実績が、当該暫定再任用常時勤務職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用常時勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用常時勤務職員の同意を得なければならない。

第4条 管理者は、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び

施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、これらの短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、これらの短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がこれらの短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じたこれらの短時間勤務の職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、管理者は、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前条第3項から第5項までの規定は、暫定再任用短時間勤務職員(第1項又は前項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の任期の更新について準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び条例で定める年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢とする。
(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び条例で定める年齢)

第6条 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

2条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び条例で定める職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び付則第4条の規定が適用される間における毎年の4月1日(施行日を除く。)のいずれかの日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、当該基準日における新定年が当該基準日の前日における新定年を超える職とする。

- (1) 当該基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 当該基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が当該基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が当該基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 管理者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日のいずれかの日をいう。以下この条において同じ。)から当該基準日の翌年の3月31日までの間、当該基準日における新定年相当年齢が当該基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該基準日における新定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する当該基準日以後に設置された短時間勤務の職(以下この条において「新定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、当該基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(当該基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後当該基準日以後に退職した者を含む。)のうち当該基準日

の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この条、附則第10条及び附則第11条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち当該基準日の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(暫定再任用短時間勤務職員に対する那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、那覇市・南風原町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例及び那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の適用)

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(次条において「勤務時間条例」という。)第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第3条の2第2項並びに第9条第1項、那覇市・南風原町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)第19条第2項、第20条第1項並びに那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定を適用する。

(暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関する経過措置)

第11条 暫定再任用常時勤務職員(那覇市・南風原町環境施設組合現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成21年条例第1号)第2条の規定の例による那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例(以下、この条において「那覇市給与条例」とする)第8条第2項で規定する給料表の

定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員(那覇市・南風原町環境施設組合現業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条の規定の例による那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される那覇市給与条例第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、前条の規定により適用される勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、那覇市給与条例第19条第2項及び第21条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、那覇市給与条例第26条第3項の規定を適用する。
- 6 那覇市給与条例第26条の4第1項の職員に暫定再任用常時勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員(那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和5年条例第号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員及び同条例附則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員を含む。次号において同じ。)」とする。
- 7 那覇市給与条例第10条第1項から第9項まで、第14条、第15条、第17条、第18条

及び第 27 条の規定は、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第 12 条 暫定再任用常時勤務職員に対する那覇市・南風原町環境施設組合職員退職手当支給条例(平成 20 年条例第 1 号)第 2 条 1 項で準用する那覇市職員退職手当支給条例(昭和 47 年那覇市条例第 69 号)第 1 条の規定の適用については、同条中「以下」とあるのは、「那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和 年条例第 号)附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用常時勤務職員を除く。以下」とする。

